

変更申請時の別送書類について【物品・その他委託】

変更が生じた場合は、下記に記載する書類を共通審査自治体へ各1部（申請日（データ送信日）から7日以内必着）を提出して下さい。

添付書類（各種証明書等）は、申請日（データ送信日）において発行日より3ヶ月以内のものとし、（鮮明であれば写し可）。

[共通審査自治体へ提出する書類]

※刈谷市が共通審査自治体のときも同じになります。

	別送書類	別送書類の説明
法人	別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
	履歴事項全部証明書(又は登記簿謄本)	法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの）
個人	別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの
	変更内容を証する書類	必要となる書類は、変更状況によって異なりますので、事前に共通審査自治体にご相談ください

[刈谷市が共通審査自治体ではないときに提出する書類]

上記の変更申請・届出に加えて、本市と履行中の案件がある場合は、別送書類の提出が必要なくても、契約案件ごとに担当課に下記の「名称等変更届」を提出してください。

また、変更申請・届出を提出した後、債権者の変更（社印・代表者印の変更、振込先の変更）をする場合は、担当課へ「債権者登録（新規・変更）申請書」を提出してください。